

あなたの力を地域の力に！

市民後見人養成講座 説明会

9月22日(金)

13:30～14:30

十和田市民図書館

多目的研修室

問合せ・参加申込先

十和田市成年後見センター

☎ 0176 - 51 - 6728

申込期限：9月15日まで



成年後見制度とは？

認知症や知的障がいなどにより判断能力が十分でない場合、財産管理や契約行為が難しくなったり、悪質商法の被害に遭う恐れがあります。そのような方々が不利益にならないように家庭裁判所が本人にとって適切と考える者を選任し、本人を支援する制度です。

市民後見人とは？

家庭裁判所が選任した者を『成年後見人』と呼びます。これまで『成年後見人』は家族や弁護士等の専門職が担ってきましたが、住み慣れた地域に詳しく、社会貢献意識の高い一般市民が後援者となる『市民後見人』の活躍が期待されています。

～．．．～十和田地域市民後見人養成講座を下記のとおり開催します～．．．～
市民後見人養成講座を受講後、市への登録を経て市民後見人又は普及推進員として活動していただきます。

期間

令和5年10月26日～令和6年2月15日
概ね9：00～16：00（木or金の全11回）

対象者

社会貢献に意欲のある20歳以上の方

※ 詳細は説明会でお伝えします。

